

ACUITY **LAW**

DISPUTES
NEWSLETTER

July-September 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年7月から9月までの間の四半期における、仲裁紛争の動向に関する最新情報について取り扱っています。インド最高裁判所および各高等裁判所が下した重要な判決については、以下のとおりです。

ORDERS PASSED BY THE SUPREME COURT OF INDIA (“SC”)

1) EMERGENCY ARBITRATION AWARDS IN AN INDIA-SEATED ARBITRATION ARE ENFORCEABLE IN INDIA.

Matter: Amazon.com NV Investment Holdings LLC v. Future Retail Limited & Ors.

Order dated: 6 August 2021.

Summary:

本事案の最高裁判所 (=SC) における主な争点は、緊急仲裁人の裁定が 1996 年インド仲裁調停法の下で認められるかどうか、そしてそれがインド法の下で執行可能かどうか、でした。SC は、仲裁法の指導的精神は「当事者自治」であり、当事者が仲裁機関による仲裁に合意した場合、緊急仲裁人の裁定に拘束される、と判断しました。当事者が緊急仲裁人による裁定を規定する条項に合意することを禁止するものではなく、仲裁法は当事者が統治機関の規則を選択することを是認している、と述べました。

SC は、仲裁法における「仲裁(=arbitration)」の定義は、恒久的仲裁機関によって管理されているか否かに関わらず、あらゆる仲裁を意味するとして、緊急仲裁人による暫定的命令も仲裁の定義に含まれることを明らかにしました。また、「仲裁手続期間 (=during the arbitral proceedings)」に仲裁廷が行う暫定的救済を規定する仲裁法の条項について、これには緊急仲裁手続も含まれる、としました。緊急仲裁手続は仲裁通知受領後のみ開始されるため、規則に規定されている場合、緊急仲裁人の裁定は仲裁法の対象となります。

なお、SC は緊急裁定の執行命令は最終的なものであり上訴はできないとしています。本件における SC の見解は、インドを拠点とする仲裁に関するものであることに留意する必要があります。

For more information about the SC’s order, please read our article available [here](#).

2) SC RECALLS EXTENSION OF LIMITATION PERIOD ORDER.

Matter: In Re: Cognizance of extension of limitation

Order Dated: 23 September 2021

Summary:

インドでの COVID-19 の大流行に伴い、2020 年 3 月 23 日および 2021 年 4 月 27 日、SC は、インド法に基づく訴訟提起制限期間の延長を発表していました。その後状況が改善し、現在は平常に戻りつつあることから、これらを取り下げると共に、2021 年 9 月 23 日、新たに以下の通知を発表しました。

- a. 訴訟、上訴、申請または手続きの制限期間の計算において、2020 年 3 月 15 日から 2021 年 10 月 2 日までの期間は除外される
- b. 2020 年 3 月 15 日から 2021 年 10 月 2 日までの期間に制限が失効した場合、実際の残余制限期間にかかわらず、2021 年 10 月 3 日からの制限期間は 90 日間とし、2021 年 10 月 3 日以降、実際の残余制限期間が 90 日間よりも長い場合は、その期間が適用される
- c. 2020 年 3 月 15 日から 2021 年 10 月 2 日までの期間は、手続開始のための制限期間、（裁判所または法廷が遅延を容認できる範囲内の）制限期間、および手続終了のための制限期間を規定する法律の下で定められた期間の計算から除外される

3) COURTS CAN CONTINUE ADJUDICATION OF ONGOING APPLICATION SEEKING INTERIM RELIEFS EVEN POST THE CONSTITUTION OF AN ARBITRAL TRIBUNAL.

Matter: Arcelor Mittal Nippon Steel India Ltd. v Essar Bulk Terminal Ltd.

Date: 14 September 2021

Summary:

Arcelor Mittal Nippon Steel India Ltd. (= **AMNS**) と Essar Bulk Terminal Ltd. (= **Essar**) 間での契約締結後、複数の紛争が生じたため、両者はスラット商事裁判所に対し、仲裁法に基づく暫定的救済を求めています。商事裁判所は当該申請を聴取し、裁定に向けて留保中でした。その間、AMNS からの申請に基づいて、グジャラート高等裁判所が紛争解決のための仲裁廷を設置しました。AMNS は、暫定的救済の申請について、新たに設置された仲裁廷に付託することを商事裁判所に求めましたが、商事裁判所はこれを却下しました。当該商事裁判所の命令に対して、AMNS は、グジャラート高等裁判所に異議を申し立てました。これに対して、グジャラート高等裁判所は、商事裁判所が暫定的救済申請に関する命令を下すことは認めるべきとして、同様に却下しました。これを受け、AMNS は SC に上訴しました。

SC での争点は、仲裁廷の設置後、商事裁判所が仲裁法に基づく申請を受理する権限を有するかどうか、でした。SC は、仲裁廷が設置された後であっても、仲裁法に基づく暫定的救済を付与する商事裁判所の権限が否定されるものではない、としました。「審理する (=entertain)」という表現は、提起された問題について検討することを意味します。商事裁判所は、ある問題を検討のために取り上げたときにこれを受理したことになり、検討プロセスは裁定が下されるまで続く可能性があります。通常、仲裁廷が設置された場合、仲裁廷からの暫定的救済が有効でないことが証明されない限り、商事裁判所は暫定的救済付与に関する申請を検討のために取り上げることはできませんが、申請が商事裁判所に受理されていったん検討がなされた場合には、申請についての裁定を行うことができます。従って、SC は、商事裁判所に対して暫定的救済申請の裁定を完了するよう指示したグジャラート高等裁判所の判断は正しい、としました。

ORDERS PASSED BY THE HIGH COURTS (“HC”)

4) BANKS CANNOT FORCE A MANDATORY CLAIM PERIOD OF ONE YEAR FOR A BANK GUARANTEE.

Matter: Larsen & Toubro Ltd. & Anr. v. Punjab National Bank & Anr.

Order dated: 28 July 2021

Summary:

インドの建設会社である Larsen & Toubro Ltd (= **L&T**)は、政府契約の入札時、履行銀行保証や前渡銀行保証、入札保証を提出していました。Punjab National Bank (= **PNB**)は、L&T より短い期間で銀行保証を必要としていたか否かにかかわらず、銀行保証の請求期間を最低 1 年間とすることを L&T に要求しました。その結果、L&T は延長期間の銀行保証に対して本来必要ではなかった手数料を負担することになりました。PNB による最低 12 ヶ月の請求期間の要求は、1872 年インド契約法第 28 条の解釈に基づくものでした。L&T はこれを不服とし、PNB の契約法の解釈に異議を唱える上申書を提出しました。

デリー高等裁判所は、従来、銀行保証の受益者すなわち債権者が、権利行使のために裁判所に対して訴えの提起が可能である期間は、私人の場合は 3 年以内、政府関係者の場合は 30 年以内である、と指摘しました。一方で、2013 年に設置された専門家委員会が、特定の事象が発生した後に銀行保証に基づく権利を行使するため、上記期間を 1 年に短縮するよう勧告したことにも着目しました。その後、2013 年に契約法第 28 条の例外 3 が追加され、銀行や金融機関は、特定の期間が経過した場合に受益者の権利を

消滅させたり、銀行の責任を免除したりする条項を組み込むことができるようになり、受益者が裁判所で請求権を行使するための制限期間が短縮されました。

デリー高等裁判所は、現行の契約法第 28 条に至るまでの歴史的事実の叙述は、契約法第 28 条の例外 3 は、特定の事象が発生した後に銀行保証に基づく権利を行使する債権者の権利を扱うものであり、受益者が銀行/保証人に請求を行う権利を有する請求期間について扱っているものではないことは明らかである、としました。従って、法は銀行保証の請求期間を 12 ヶ月とすることは義務付けておらず、PNB による契約法第 28 条の範囲に関する解釈は誤りである、としました。

5) CHOICE OF A VENUE IN AN ARBITRATION AGREEMENT IS ALSO CHOICE OF THE ARBITRAL SEAT IN ABSENCE OF A CONTRARY INDICATION.

Matter: S.P. Singla Constructions Pvt. Ltd v. Construction and Design Services, Uttar Pradesh Jal Nigam

Order dated: 23 September 2021

Summary:

本事案では、当事者間で紛争が発生し、ニューデリー国際代替紛争解決センター（= ICADR）の仲裁規則に従って手続きを行い、仲裁開催地をラクナウとすることを定めた仲裁条項が発動されました。これに対し、仲裁条項の発動は認められないとの見解が当事者の一方から示され、仲裁人の任命を求める申請がデリー高等裁判所に対して行われました。

デリー高等裁判所での争点は、仲裁地を ICADR が定めるニューデリーとするか、契約に定めるラクナウとするか、でした。デリー高等裁判所は、仲裁合意において、仲裁手続きは特定の場所で「行われるものとする（= shall be held）」と規定されている場合、それは仲裁手続きが当該特定の場所に固定されることを示しており、仲裁地の選択でもある、としました。また、当事者が仲裁地を指定した場合、該当する仲裁地を管轄する裁判所のみが仲裁手続きを統治する独占的管轄権を有し、他の裁判所の管轄権は排除されることについても強調しました。したがって、仲裁地の決定は当事者間の仲裁合意に基づく形で行われ、適切な司法権の下で仲裁が開始された場合にのみ、ICADR の規則は適用される、としました。本事案では、ラクナウ裁判所が仲裁人を選任する管轄権を有し、デリー高等裁判所には申立てを受理する権限はないとし、ラクナウ裁判所に問い合わせることを許可した上で、当該申立ては棄却されました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in